

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2011年6月24日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、更にその他の国・地域の初期的検証を開始しており、その成果を本年後半に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アンゴラ

2010年2月、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、FIU(金融情報機関)の設立のための法的枠組構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、及び③テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、欠陥に対処するよう取組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)及び②全体的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄対策法改正案を6月17日に成立させたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。最近の法改正の初期分析に基づき、FATFは資金洗浄の犯罪化の欠陥が残存するとの特定の懸念を表明し、更なる説明が求められる。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行の構築及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3及び特別勧告Ⅲ)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築と、疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13、特別勧告Ⅳ及び勧告26)、⑤全ての金融セクターに対する、十分な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告17、23及び29)、⑥顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)及び⑦国際協力のための適切なチャンネルの構築及び効果的な履行の確保(勧告36、40及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に遅滞なく対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、

ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、⑤疑わしい取引の届出の提出条件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び⑥国際協力の改善(勧告 36、39 及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ブルネイ・ダルサラーム

2011年6月、ブルネイ・ダルサラームは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告 36 及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び

⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び実施(特別勧告IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

エクアドル

2010年6月、エクアドルはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ガーナ

2010年10月、ガーナはFATF及びGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ホンジュラス

2010年10月、ホンジュラスはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残

存すると判定した。同国は引き続き、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告 26)及び③顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

2010年2月、インドネシアはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、資金洗浄対策法に従い金融機関に対して通達を発出することを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の設立(勧告 26)及び⑥金融サービス業者の効果的な規制の実施、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③十分な権限を伴った、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23及び29)、④特にFIUの運営の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策の不遵守に取り組むための効果、バランスかつ抑止力を備えた制裁措置の実施(勧告17)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化及び没収・暫定措置に関する欠陥に対応することを目的とした立法措置を講じ、テロ資金供与防止条約及びパレルモ条約を批准し、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残

存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)及び④適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告 36)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATF(カリブ諸国のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の構築(勧告5及び10)、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の設立(勧告 26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ナイジェリア

2010年2月、ナイジェリアはFATF及びGIABAと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥への対応にハイレベルの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化の立法措置の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。FATF は、あまりにも直近の措置であったため当該立法措置を評価していない。FATF は当該立法措置の評価を行う予定であるが、いずれにせよ同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)及び④金融セクターにおいて、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督が効果的に実施されていることの実証(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべ

きである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パキスタン

2010年6月、パキスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。FATFは特に、同国のテロ資金供与罪の実行性に懸念を有し、同国に具体的な措置を取るよう求める。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の実施(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結し、没収するための適切な手続きの構築及び履行の表明(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融サービス業者への適切な制裁体制を含む効果的な規制の実証、及びこれらのサービスに対する資金洗浄及びテロ資金供与の防止措置の範囲の拡大(特別勧告Ⅵ)及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の改善及び実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パラグアイ

2010年2月、パラグアイはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は匿名口座を禁止する規制の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

フィリピン

2010年10月、フィリピンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は新しい資金洗浄規制のアウトリーチを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗

浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定、凍結し、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ及び勧告3)、③金融における透明性の強化(勧告4)、④疑わしい取引の届出義務の適用対象機関の拡大(勧告12及び勧告16)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するための、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3及び特別勧告Ⅲ)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築の確保及び疑わしい取引の届出義務の改善(勧告13、特別勧告Ⅳ及び勧告26)及び⑤顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクション

プランの履行過程を継続することを慫慂する。

タンザニア

2010年10月、タンザニアはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議1267、1373の履行(特別勧告Ⅲ)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④適切な記録保存義務の構築(勧告10)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥資金洗浄・テロ資金供与対策上の義務の遵守を確保するための権限ある当局の指定(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タイ

2010年2月、タイはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は現金閾値取引に関する省令の発令を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

トルクメニスタン

2010年6月、トルクメニスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは

同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続き履行(特別勧告Ⅲ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融情報機関と国内関係者の協働関係の発展及び④国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

トリニダード・トバゴ

2010年2月、トリニダード・トバゴはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2月以降、同国は、金融情報機関規制の施行及びテロリスト資産の凍結に関する反テロリズム法の改正を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。FATFは、あまりに直近の措置であったため当該法的措置を評価していない。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び③監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ウクライナ

2010年2月、ウクライナはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化及び国連安保理決議1373号に基づくテロリスト資産の凍結に関する法的措置を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。FATFは、過去にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するための改革や措置が実施中であることを確認するため、実地調査を実施する。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメント

を示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅲ)、③特に金融機関の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、④全てのセクターのための適切な顧客管理ガイドラインの履行(勧告5)及び⑤資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の構築(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ベトナム

2010年10月、ベトナムはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、FATF 及び APG と協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅲ)、③勧告2に従い法人を刑事責任の対象にすることないし、これをできない憲法上の根拠の提示、④全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、⑤顧客管理措置及び疑わしい取引の届出条件の改善及び拡大(勧告5、13及び特別勧告Ⅳ)及び⑥国際協力の強化(勧告36及び勧告40)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

2010年2月、イエメンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②疑わしい取引の届出機関に対する、資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する実質的なガイダンス及び命令の発出(勧告25)、③特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取

り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤適切な司法共助法制の実施の強化と履行(特別勧告Ⅴ)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ギリシャ

FATFは、ギリシャの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、2010年2月にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。従って、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の更なる強化についてFATFと協働する。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、ア

アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2011年10月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

サントメ・プリンシペ

2010年10月、サントメ・プリンシペはFATF及びGIABAと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかしFATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び資金洗浄・テロ資金供与対策上の要求が遵守されるよう権限ある当局が一つないし複数指定されることの確保(勧告23、24及び29)、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施(勧告17)及び⑤GIABAのメンバーシップを得るために必要な行動への対処を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

(以 上)